

山形県青少年健全育成条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| (定義) | (定義) |
| 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 | 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 |
| (1) 一略一 | (1) 一略一 |
| (2)～(11) 一略一 | (1)の2 <u>児童ポルノ等 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。</u> |
| (基本理念) | (2)～(11) 一略一 |
| 第3条の2 一略一 | (基本理念) |
| 2 青少年の健全な育成は、 <u>すべての</u> 県民の協力 | 第3条の2 一略一 |
| の下に、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる生活の場において行われなければならない。 | 2 青少年の健全な育成は、 <u>幼児期からの道徳教育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培ううえで重要なものであることを踏まえ、全ての</u> 県民の協力の下に、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる生活の場において行われなければならない。 |
| 3及び4 一略一 | 3及び4 一略一 |
| | 5 <u>青少年の健全な育成は、全ての県民が、青少年に対し、児童ポルノ等の提供を求める行為その他の青少年の健全な育成を阻害する行為が行われることがあつてはならないという規範意識を持つことによつて行われなければならない。</u> |
| | 6 <u>青少年の健全な育成は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境が、インターネットの利用による青少年の身体的又は精神的な被害を防止するために必要であるとの認識の下に、行われなければならない。</u> |
| (青少年の努力) | 3及び4 一略一 |
| 第6条の4 青少年は、社会の一員としての自覚と責任を持ち、 <u>自ら</u> 、心身ともに健全に成長するよう努力するものとする。 | 5 青少年の健全な育成は、全ての県民が、青少年に対し、児童ポルノ等の提供を求める行為その他の青少年の健全な育成を阻害する行為が行われることがあつてはならないという規範意識を持つことによつて行われなければならない。 |
| (インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止) | 6 青少年の健全な育成は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境が、インターネットの利用による青少年の身体的又は精神的な被害を防止するために必要であるとの認識の下に、行われなければならない。 |
| 第11条の4 何人も、青少年がインターネットを利用するに当たつては、その利用により得られる情報であつて、その内容の全部又は一部が第7条第1項各号のいずれかに該当すると認められる情報その他の青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる情報(以下「有害情報」という。)を青少年が閲覧し、又は視聴 | (青少年の努力) |
| | 第6条の4 青少年は、社会の一員としての自覚と責任を持ち、 <u>自らを律して</u> 、心身ともに健全に成長するよう努力するものとする。 |
| | (インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止) |
| | 第11条の4 何人も、青少年がインターネットを利用するに当たつては、その利用により得られる情報であつて、その内容の全部又は一部が青少年有害情報(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。)第2条第3項 |

することがないよう努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング（インターネットを利用して得られる情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する者の当該情報の閲覧又は視聴を制限することができる仕組みをいう。）の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないよう努めなければならない。

3 一略一

に規定する青少年有害情報をいう。）と認められる情報その他の青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる情報（以下「有害情報」という。）を青少年が閲覧し、又は視聴することがないよう努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング（インターネットを利用して得られる情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する者の当該情報の閲覧又は視聴を制限することができる仕組みをいう。次項において同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないよう努めなければならない。

3 インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第2条第6項に規定するインターネット接続役務提供事業者をいう。）及びインターネットと接続する機能を有する機器の販売又は貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないよう、フィルタリングに係る情報その他の必要な情報を提供するように努めなければならない。

4 一略一

（携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置）

第11条の5 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。）は、青少年インターネット環境整備法第14条の規定により、青少年又は保護者に対し、同条各号に掲げる事項について説明するときは、併せて、規則で定める事項について説明するとともに、これらの事項を記載した書面を交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を提供しなければならない。

2 保護者は、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の規定により青少年有害情報フ

フィルタリングサービス（青少年インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。）を利用しない旨の申出をする場合にあつては携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。）に対し、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。）を講ずることを希望しない旨の申出をする場合にあつては携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、規則で定める正当な理由その他の事項を記載した書面又は当該事項を記録した電磁的記録（以下「書面等」という。）を提出しなければならない。

3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の規定により書面等の提出を受けた場合は、当該書面等の提出を受けて締結した役務提供契約（青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する役務提供契約をいう。）が終了する日又は当該役務提供契約に係る携帯電話端末等（青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話端末等をいう。）を使用する青少年が18歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面等又は前項の書面に記載された事項に係る電磁的記録を保存しなければならない。

4 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、第1項又は前項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

5 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が前項の規定による勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

6 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、第4項の勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えないならない。

（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）

第13条の2 何人も、青少年に対し、次に掲げる

(入れ墨の禁止)

第13条の2 -略-

(立入調査等)

第25条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定した職員に、営業時間内において、次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料を提出させることができる。

(1)～(4) -略-

(5) -略-

2～5 -略-

第27条 -略-

2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) -略-

(2) 第13条の2の規定に違反した者

3 第15条の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

4及び5 -略-

6 第13条、第13条の2又は第15条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項から第4項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

行為をしてはならない。

(1) 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求める行為

(2) 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求める行為

(入れ墨の禁止)

第13条の3 -略-

(立入調査等)

第25条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定した職員に、営業時間内において、次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料を提出させることができる。

(1)～(4) -略-

(5) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業又は事業の場所

(6) -略-

2～5 -略-

第27条 -略-

2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) -略-

(2) 第13条の3の規定に違反した者

3 第13条の2又は第15条の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

4及び5 -略-

6 第13条、第13条の3又は第15条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項から第4項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。